

土木設計業務等変更ガイドライン

富 山 県 土 木 部

平 成 2 9 年 3 月

- 1 はじめに
- 2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース
- 3 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

1 はじめに

(1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は自然条件や工事目的物の構造及び設計条件を踏まえた上で、経済性や施工性及び地元・関係機関との協議等を経て、それぞれの専門分野における成果物を作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

○発注者は、年度当初から計画的な予算執行に留意し、適正な履行期間を確保しつつ、年度末に業務が集中することを避けるなど、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。

○発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件（関係機関への手続きの進捗状況と完了見込み、関連業務の進捗状況等）を明示して業務の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、基本的な設計条件や関係機関との調整の内容等、業務に必要な条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成する。

○受注者は、設計図書を確認し、脱漏や不明確な点など疑義が生じた場合には、速やかに業務打合簿により協議しなければならない。

○受発注者は、業務の履行に必要な現地条件や設計条件等について、互いに確認を行うとともに、それらの条件に変更が生じた場合は、業務打合簿により、速やかかつ適切な協議及び指示を行わなければならない。

○受発注者は、クリティカルパスを用いる等、業務工程を適切に管理し共有することが重要である。

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

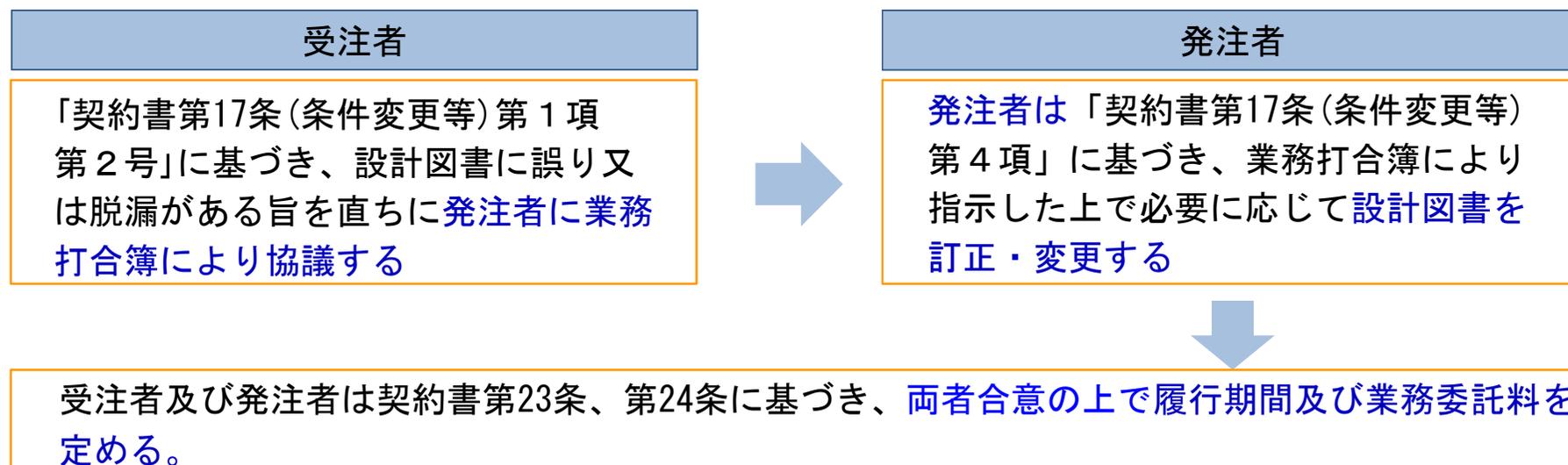
- ◆ 下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。
- 1 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- 2 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 3 所定の手続（業務打合簿による協議・指示・承諾）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 4 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、検討項目に増減が必要であると認められた場合）
- 5 第三者の影響（天災あるいは関連業務の進捗の遅れなど）により、履行期間内に業務を完了することができない場合

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続

○受注者は、設計図書の誤り、脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に業務打合簿により協議を行い、発注者の指示を受けなければならない。また、発注者はその内容を確認し、業務打合簿により適切に指示した上で必要に応じて設計図書の変更を行う。

(変更は後日となる場合がある。)



Ex. (1) 貸与された資料を確認したところ設計図書の数量に誤りがあった。

(2) 必要な工種の設計条件について、特記仕様書に明示がなかった。

(3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるために必要な関係機関との協議に関する明示がなかった。

等

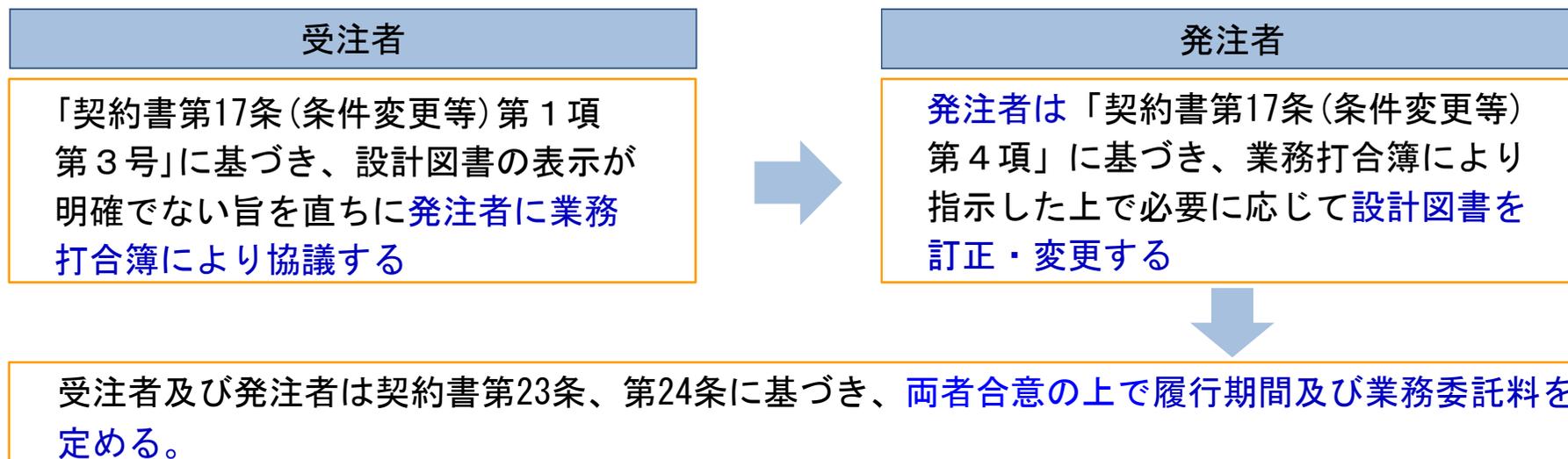
2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

○設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明瞭で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に業務打合簿により協議を行い、発注者の指示を受けなければならない。また、発注者はその内容を確認し、業務打合簿により適切に指示した上で必要に応じて設計図書の変更を行う。

(変更は後日となる場合がある。)



Ex. (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。

(2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。

(3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。

(4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

等

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

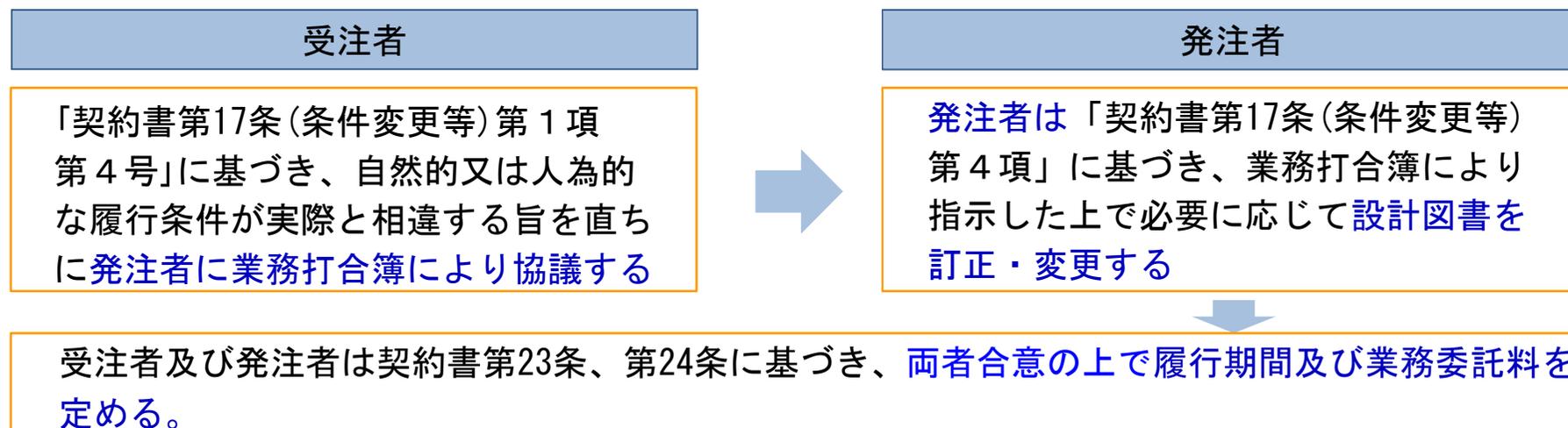
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続

○自然的な履行条件としては、構造物の施工範囲の地形・地質、水深等、また、人為的な履行条件としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違することが判明した場合には、直ちに発注者に業務打合簿により協議（必要に応じて対応策を提案する）を行い、発注者の指示を受けなければならない。

また、発注者はその内容を受注者と共に確認し、業務打合簿により適切に指示した上で必要に応じて設計図書の変更を行う。

（変更は後日となる場合がある。）

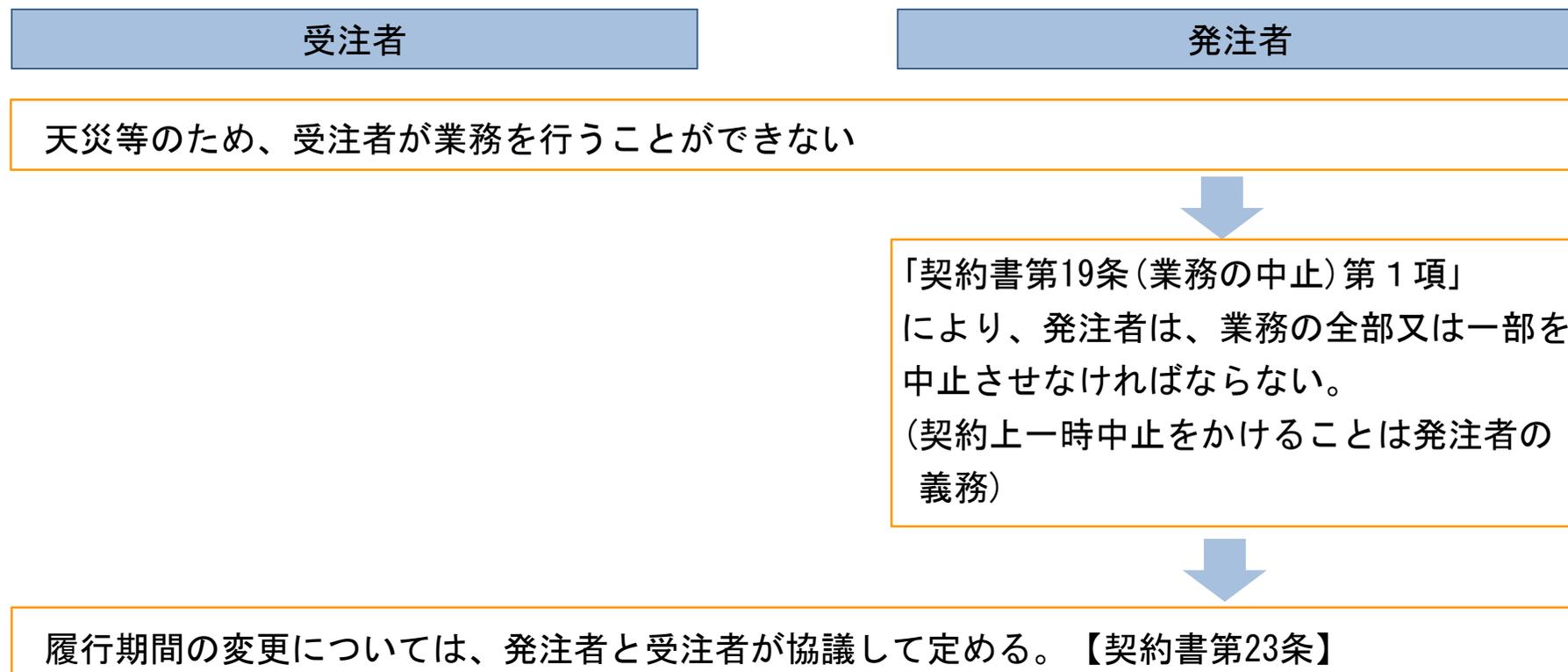


- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要性が生じた。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 他の関連業務を同時並行で進めていたが、関連業務の内容変更にあわせて、設計条件を変更せざるを得なくなった。
(5) その他、新たな制約等が発生した場合

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(4) 業務の中止の手續

○受注者は業務の続行が不適當又は不可能となった場合には、直ちに発注者と共にその状況を確認しなければならない。その確認の結果、業務の続行が不適當又は不可能であると判断された場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。



※必要に応じて変更工程表等を提出

Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。

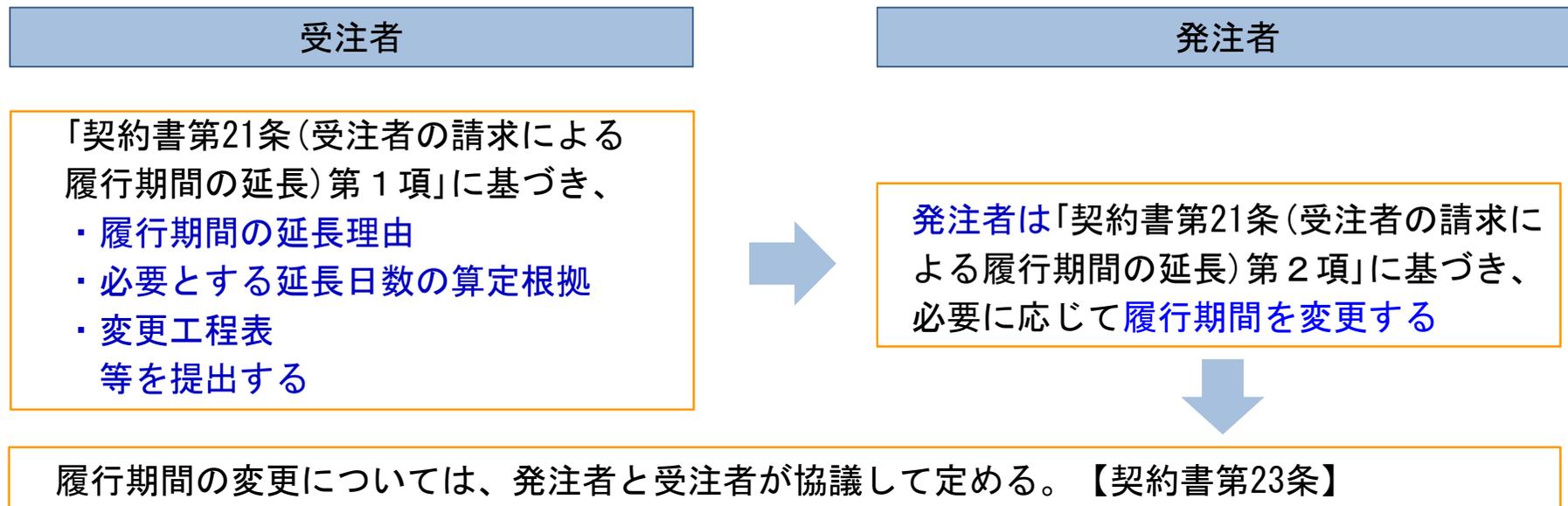
(2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。

(3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が變動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の手続

○受注者の責めに帰することができない事由(天災や第三者の影響により、履行に支障が生じた場合等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合、受注者は、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
(2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。

等

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(6) 発注者の発議による履行期間の延長の手続

○予定していた関係機関との協議の遅れや関連する他の業務の進捗が遅れたことにより、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

この場合、発注者は、受注者に書面により履行期間の延長変更を協議し、履行期間の延長を行う。

受注者

発注者

「契約書第17条(条件変更等)第2項～第4項あるいは第18条(設計図書等の変更)」に基づき、**履行期間を変更する**



履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。【契約書第23条】

Ex. (1) 河川管理者、道路管理者、埋設物管理者等との協議に不測の日数を要した。

等

2 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

(7) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの

- 発注者は、受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施しなければ、業務の続行が不可能であると判断した場合、業務打合簿により適切に指示した上で必要に応じて設計図書の変更を行う。
(変更は後日となる場合がある。)

受注者

発注者

発注者は「契約書第17条(条件変更等)第2項～第4項あるいは第18条(設計図書等の変更)」に基づき、業務打合簿により指示した上で必要に応じて設計図書を訂正・変更する



受注者及び発注者は契約書第23条、第24条に基づき、両者合意の上で履行期間及び業務委託料を定める。

- Ex. (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった。
- (2) 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった。
- (3) 過年度の関係機関との協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった。

等

3 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として契約書第23条及び第24条の変更ができない。

ただし、契約書第25条(臨機の措置)の場合はこの限りではない。

- 1 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- 2 発注者と「協議」をしているが、「指示」等がない時点で業務を実施した場合
- 3 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続(業務打合簿による協議・指示・承諾)を経していない場合

土木設計業務等変更ガイドライン事例集

北陸地方整備局HPに掲載

URL : <http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>